

新型コロナウイルス感染拡大に伴う金融支援について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大が、市内の飲食業や、旅館・ホテルなどの宿泊業をはじめとする多くの中小企業・小規模事業者の経営に甚大な影響を与えている状況を踏まえ、事業者の資金繰り支援として、3月9日から運用を始めた新型コロナウイルス対策特別資金と国のセーフティネット保証認定業務の実施状況について報告するものです。

2 資金の内容

資 金 名	新型コロナウイルス対策特別資金
融資対象者	新型コロナウイルス感染拡大により、事業経営に著しい影響を受けており、次の条件に該当する中小企業・小規模事業者 【融資条件】最近1か月の売上高 前年同期比 ▲10%以上
貸付限度額	小規模事業者 運転資金 2,000万円 上記以外 運転資金 3,000万円
貸付利率	年1.6%
利子補給	年0.8%を3年間(市が負担)
貸付期間	10年以内(据置1年以内)
信用保証料	セーフティネット保証該当 市が保証料を全額負担 セーフティネット保証非該当 市が保証料の5分の4を負担
取扱期間	令和2年3月9日(月)から令和2年9月30日(水)まで

※セーフティネット(SN)保証：事業者が下記要件に該当していることを市長が認定することで、融資保証限度額が拡充される国の制度

SN4号：新型コロナウイルス感染症に起因して最近1か月の売上高 前年同期比▲20%、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高 前年同期比▲20%

SN5号：業況が悪化している指定業種(旅館・ホテル、酒場・ビアホール等)で、最近3か月の売上高 前年同期比▲5%

3 新型コロナウイルス対策特別資金及びセーフティネット保証認定の実施状況

(令和2年3月19日現在)

(1) 相談件数

ア 電話相談件数 162件

イ 窓口相談件数 156件

(2) 申請件数

単位：件 ()内は融資額

	新型コロナウイルス 対策特別資金	セーフティネット 4号認定	セーフティネット 5号認定
宿泊業	7 (75,000千円)	5	2
飲食業	24 (264,500千円)	27	3
小売業	2 (13,000千円)	6	1
その他	14 (235,000千円)	12	0
計	47 (587,500千円)	50	6

